

需給調整市場入札に関する覚書

【簡易指令システム・DR用】

(ひな型)

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と北海道電力ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、2023年〇月〇日付電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供に関する契約書（以下「Ⅰ 契約」という。）、端境期における調整力の提供に関する覚書（以下「Ⅰ 覚書」といい、「Ⅰ 契約」と総称して「Ⅰ 両契約」という。）および2020年〇月〇日付需給調整市場に関する契約書（以下「市場契約」という。）に付帯して、Ⅰ 契約における契約設備等を需給調整市場へ入札する場合の取扱いに関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

(用語の定義)

第1条 本覚書における用語の定義は、Ⅰ 両契約、市場契約、取引規程（需給調整市場）に準拠するものとする。

(需給調整市場システムへの電源Ⅰ 契約等契約電力の反映)

第2条 甲は、電源Ⅰ 契約等契約電力として以下の値を需給調整市場システムへ反映させる。

- (1) Ⅰ 契約における廠気象対応調整力の提供期間
電源Ⅰ 周波数調整力契約、電源Ⅰ 需給バランス調整力契約および電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約における契約電力
- (2) (1) 以外の期間
電源Ⅰ 周波数調整力契約および電源Ⅰ 需給バランス調整力契約における契約電力

(Ⅰ 契約における契約設備等)

第3条 甲は、Ⅰ 契約における廠気象対応調整力の提供期間においてⅠ 契約における契約設備等を用いて需給調整市場へ入札する場合、Ⅰ 契約における契約設備等と完全に一致する需要家リスト・パターンを用いるものとする。

また、甲は、Ⅰ 契約における廠気象対応調整力の提供期間以外の期間においてⅠ 契約における契約設備等を用いて需給調整市場へ入札する場合、Ⅰ 契約における契約設備等のすべてまたは一部により構成される需要家リスト・パターンのうちいずれかのパターンを用いるものとする。

- 2 Ⅰ 契約における契約設備等の追加、変更および削除が生じた場合は、取引規程（需給調整市場）第19条2項のスケジュールに従い、速やかに乙に申し出を行ない、乙の承諾を得た場合においてのみ、実施できるものとする。

なお、I 〃契約における契約設備等の追加、変更および削除を行なった場合においても、電源 I 〃両契約の契約電力の変更はできないものとする。

また、市場契約における需要家リスト・パターンの登録は市場契約第 8 条に従うものとする。

(指令値)

第 4 条 I 〃両契約にもとづき指令を行う場合の発動対象コマにおける指令は、市場契約にもとづく指令とは別途行なうものとする。

(調整電力量の算定)

第 5 条 I 〃両契約にもとづき指令が行われた場合の発動対象コマにおける調整電力量は、30 分コマごとに、それぞれ以下のとおり算定する。

(1) 市場契約における調整電力量

市場契約第 13 条によるものとする。

(2) I 〃両契約における調整電力量

調整電力量を算定する 30 分コマごとに、I 〃契約第 2 条による契約設備等の調整力ベースラインを合計したものから需給調整市場にて約定した需要家リスト・パターンの合計基準値を差し引いた値とする。ただし、対象コマにおいて需給調整市場にて落札されなかった場合は、I 〃契約第 16 条により算出された調整電力量とする。

(上げ調整電力量料金算定における適用単価)

第 6 条 上げ調整電力量料金算定における適用単価は、需給調整市場システムに登録された V 1 単価 (以下「システム登録単価」という。) とする。

2 前項に基づき登録する V 1 単価の上限は I 〃契約第 17 条 3 項の定めによるものとする。ただし、I 〃契約における厳気象対応調整力の提供期間外の期間において、電源 I 〃と同時提供しない場合はこの限りではない。

3 第 1 項の V 1 単価登録期限は I 〃契約第 17 条 4 項の定めによるものとする。

(本覚書の有効期間)

第 7 条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から I 〃両契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(協議事項)

第 8 条 本覚書により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、覚書締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。

2023年〇月〇日

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
甲 〇〇株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇

(住所) 北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地
乙 北海道電力ネットワーク株式会社
取締役社長 社長執行役員 藪下 裕己